

令和4年第8回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年 8月 17日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 井上 建夫 | 2番 | 井町 哲 | 3番 | 村上 浩一 |
| 4番 | 縄田 善博 | 5番 | 倉増 知 | 6番 | 安部 好恵 |
| 7番 | 俵 薫 | 8番 | 中嶋 誠 | 9番 | 石田 健治郎 |
| 10番 | 萬代 泰生 | 11番 | 伊藤 美和子 | 13番 | 伊藤 新司 |
| 14番 | 中野 修 | 15番 | 馬屋原 眞一 | 17番 | 武藤 康志 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|--------|-------|
| 鮎川 幸彦 | 大橋 つや子 | 岩山 澄男 |
| 大石 洋典 | 山縣 正明 | 永安 達彦 |
| 山田 孝治 | | |
- 5 欠席農業委員
- | | | |
|-----------|----------|-----------|
| 12番 前田 耕次 | 16番 岸 英法 | 18番 安富 法明 |
|-----------|----------|-----------|
- 6 欠席推進委員
- | |
|-------|
| 松原 正晴 |
|-------|
- 7 事務局
- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 事務局長 吉村 昌展 | 副主幹 井村 光敬 | 主事 小幡 和希 |
|------------|-----------|----------|

事務局	午後2時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和4年第8回総会を開会いたします。本日の出席委員19名中16名の出席で定数に達しておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。参考までに本日欠席委員、12番前田委員、16番岸委員、18番安富委員3名でございます。それでは美祢市農業委員会会議規則第16条第2項の規定による、議事録署名委員を議長より指名をしたいと思いますよろしいでしょうか。(はいの声) はい、ありがとうございます。それでは指名をいたします。9番石田委員、15番馬屋原委員よろしくお願いたします。</p> <p>先日の大雨による災害がですね、美祢市内ではかなり出ております。皆様のところではどうだったかなというふうに思っております。ただですね、秋芳町では私の知っている限りでは1件もありません。美東町で3件ほど耳にしております。全部で19ヶ所見て歩きましたんで、旧市内で16ヶ所、道路やそれから河川の山崩れ等があります。皆さんのところなければそれが一番いいというふうにとっております。それと災害にあれなんです、以前に災害でもし何か問題がある所がありましたらですね、前回の災害にはもう引っ掛けるのは厳しいかもわかりませんが、次に何か災害のあるような大雨等があった時にはですね、それも含めて速やかに市の関係課に報告をしていただけたら、かなりの頻度で復旧工事をやってくれます。激甚災になればですね、農林課関係もほとんど関係なしで出れますし、当然建設課関係についてもですね、負担金はまずかかることはありません。農林と建設課の違いでの負担金の関係ですが、一番多いのは水路でございます。水路というのは農林課の関係でございます、水路でも河床より一番高いところですね、法面の一番上までの高さがいくらというふうな制限があります。それを超えれば負担金がかからないというふうな要件もあるようでございます。また、逆に建設課関係につきましてはまず個人負担がかかることはないというふうに聞いております。ありましたら遠慮することはありませんので出していただけたらというふうに思っております。</p> <p>それでは議事に入りたいと思います。議事順位第1 議題第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載の通りです。遠方に居住しており耕作管理が困難な譲渡人から申請地を譲り受けるものです。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について適正に耕作されています。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引</p>

	<p>き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしています。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り、農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。遠方に居住しており耕作管理が困難な譲渡人から申請地を譲り受けるものです。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。権利については所有権の移転です。土地の表示については記載の通りです。空き家を購入するにあたり合わせて申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが必要な農機具は地域の方から借用されることから、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たすと見込まれます。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
安部委員	はい、6番安部です。8月8日に会長、事務局2名、各地区担当委員の出席をいただき、倉増委員と私安部で現地調査をしました。1番、場所は市役所から●●●●●●を●●●●●●に向かい、●●●の高速道路下をくぐりぬけた●●●●●●●●です。これは現況証明が申請されており、また全部耕作等も確認いたしましたので問題はないと思います。2番これは先月の調査で基盤整備後の残った田の位置が確認できず再調査となった案件です。これも後の現況証明に申請されており、残地の確認をしました。また、全部耕作も確認いたしました。3番は新規就農ですので見ておりません。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いします。
山田推進委員	伊佐地区の山田です。1番2番両方とも●●●●●●です。両方とも別に異常はありませんので審議の程よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。3番につきまして●●●ですけど井町さんどうですか。

井町委員	これはですね、●●●●は●●●●●の方でマスの料理の関係とかやってらっしゃるんですよ。これ多分、移住されると思うんでその関係だろうと思います。今日前田さんはお休みですんで、前田さんの教え子です。今、頑張ってやってらっしゃいますからこれ残られるんだろうという。家を買うためにこれが付いとるんです。
議長	家にくっついとるんですね。
井町委員	そうですね。
議長	はい、ありがとうございます。1番2番については後で現況証明が出てまいりますけど、委員の皆さんよりなにかご意見等ございましたらお願いします。 よろしいですか。それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。 それでは議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。 資料の関係で3号を先にやってほしいということですので、3号をやりたいと思います。議事順位第3 議案第3号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	2件朗読。 1件目。所在地は●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●から北東に2.4kmの位置に農用地区域内農地です。太陽光発電施設を設置するため、除外申請となります。 2件目。所在地は●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●から北西に2.5kmの位置にある農用地区域内農地です。携帯電話基地局を設置するための除外申請となります。

	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いします。
倉増委員	1 番の方ですが、場所はさっき言われてましたが、●●●●●●から●●●●●●に 1 km ぐらい入ったところで田のへりに鉄塔が建っている所です。田自体は基盤整備したようなすごい田んぼですけども、へりに川が通っているということで一番端っこで分断することはないだろうということで除外申請に応じることにします。2 番の方ですが、●●から●●に抜ける道を通って、左に 1 km くらい入ったところ。すでにもう施設は出来ていますが、始末書が入っています。何も問題が両方ともあるようなところではないということでご審議の程よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。2 番について始末書かなんか出とんですかね。
倉増委員	さっき、前出たって言わなかったですかね。
事務局	はい、楽天モバイルの基地局に関しては始末書は提出してもらってます。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いします。
石田委員	9 番の石田です。除外申請 1 の件についてご意見を述べさせていただきたいと思います。 この田んぼの地域はですね、私の地域で●●●●●●●●●●●●と●●●●●●と二つ組合があります。両方とも私が総代をしている所なんですけど、ここの田んぼはですね今、倉増さん言われましたように、耕作者が今一生懸命作っておられます。私に、印鑑をついてくれと言われて来られたから、わからんままにつきましたという報告をいただきました。耕作放棄地的な場所でもないのにそういう安易な手続きです、作りやすいおいしい米ができる田んぼをですね、撤去したい、除外申請ということはちょっと事前相談があつてしかるべきだなというふうに思っておるんです。私個人的にはすぐ除外申請は許可してもらいたくないという現状です。というのがですね、●●●●●●●●●●●●はすでに耕作者が 3 名になって、私もそのうちの 1 人なんですけど、高齢化が進んで将来どうしようかとなっておるんです。今作っておられるのが●●●●●●●●●●の●●●●●●という方が一生懸命作ってもらってます。それで今考えておるのはですね、農林課に今、相談をしているんですけど、先程言いました●●と●●●●●●

	<p>●●●●●●●を一つにして中山間の申請をする方法で今話を進めています。●●のほうはもう既に中山間の申請は代表者でしているんですけども、農林課としては双方が1つにして申請をしてもらえないかと相談が入ってます。この田んぼもその中の1つで最終的な結論がですね、来年度の申請という形に今もっておるんですけどもそれまでに水利組合等の方々の了承を得ていきたいと思っておるんですけども、そういう中でこういう話が知らないところで進んでいるというのが私も大変残念です。事務局に相談に来られた段階で、私の方に、農業委員であり、地域の相談員である私に中に入って意見を述べてほしいと。こういう審議の場所の前に話させていただきたいなど、現段階の思いの1つです。それから水利組合を1つにする目的の1つが、曾根川の上流はかなりいろいろな問題点がありまして、鉄塔から南側河川工事が大掛かりにされてる。その管理がまだ、不備があつてですね、河川工事を護岸等をきちっとしていただくということでこれも県土木、それと農林課にも相談を持ち掛けて事業関係の今、検討をしていただく方向で進めておる。でそういう中でこういう話を勝手に進んでいったわけですけども、地域としての取り組み、将来性だとか、持続可能な地域のもとでやることで手を打っていききたいと思っておりますけども、できれば申請者に直接お会いして、私も気持ちはよくわかります。将来的にどうなるかということ、太陽光にせざるを得ないケースも出てくると思うんですけど、現段階はご相談に応じていただいて、時期を少し先延ばししてもらいたいというふうな願いをしようと思っております。これは私の要望で、意見にすぎないんですけど、そういう実情があるということで皆さんにご理解しておいていただきたいなというふうに思います。以上です。</p>
議長	はい、ちょっと私ひとつ飛ばしました。地元委員さんより補足説明ありましたらお願いします。
山縣推進委員	地元委員の山縣です。今、倉増さんが言われたように私もそね言おうかなと思ったんですけど、石田農業委員が言われたように今あそこの田んぼがみなきれいになっちょるから、あれを太陽光に一つだけ変えようというのは今、地域の人で考えて互いに話し合いながらやってもらいたい。今石田さんが言ったように、私も石田さんのようにその地域の方に話をし、その結果を聞いてからがいいと思います。あまり役に立ちませんが。
議長	はい、ありがとうございます。2番目は欠席ですか？
鮎川推進委員	2番目の件ですが、地元委員の嘉万の鮎川と申します。当日は現地確認のご案内をいただきましたが、他の会議と重複しておりましたので、現地確認は欠席をさせてもらう連絡をして、後日現地を確認し、事務局の方に当日確認の連絡をとったところ、すでに出来上がってから申請が出たということです。その旨、始末書でありいろんな手続き的には正常に行っておるということを確認し

議長	<p>ておりますので、1つご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございます。今の石田委員による要望でございますけども、現地調査をした私たちとしてもですね、実は果たしてこれ農振を除外してもいいもんだろうか、どうなんだろうかということを実地で話をしたというのは事実でございます。その中でですね、現地より上流、上手にある耕作をしておられる方の承諾、それと地主さんの承諾をですね、きちんとしてくださいと。その承諾が得られれば、もったいないですけど、ある意味で言えば道路と河川に挟まれて二面が、そういうものに挟まれているということで認めざるを得ないのではないかなと。もし耕作者の方から、地主の方から何らかのクレームがあれば考える必要があるんじゃないかということで、今石田委員言われたように印鑑を押してくれと言われたので印鑑を押しましたということですので、そちらの方で農業委員会事務局としてはここに議案として挙げてきたということになります。今後の事につきましては、今石田委員の意見も踏まえて市長の方に許可をすとかしないとかというのは農業委員会ではありません。農業委員会は意見を述べるとかすぎませんので、意見をつけてですね、市長部局の方にあげていきたいというふうに私は思っております。1番の件はですよ。他の委員さんの方よりご意見等ございましたらお願いいたします。</p>
馬屋原委員	<p>●●●●というのは歳はなんぼ？</p>
石田委員	<p>●●●●というのは私より年が2つ上です。以前ご自宅があったんですけどもすでに売却をされて、田んぼについてはいろいろ問題があって、所有権が移っていない。●●の方に今、ご住所はうつされて、全く家族としてはおられない、他人の家になっておるんですけども、田んぼの面倒も見たくない、農家に対する、農地に対する関心というのはない方です。いろいろおじいちゃん、おばあちゃんおられたんですけども亡くなられてしまって、いろいろめんどくさいなということが多々あったんだろうと思うんですけども。少し地域の水利組合の活動状況は全然お分かりになられてない方です。誰かがちょっとレクチャーをしないとだめだなと。ちゃんと説明すればお分かりいただける方かなというふうに思っておりますので、本人とも私がお会いしてですね、ご理解いただけたらいいなと今思っているところです。</p>
議長	<p>事務局、これ承諾書については取れておるんですか？あの時に言ったやつは。</p>
事務局	<p>承諾書についてはこれから農林課の方に送る意見書の中の意見として付して出して、そのあと申請者の方に伝えようと思っていたので、まだ承諾書の方はいただいておりません。</p>

議長	<p>はい、わかりました。承諾書についてはまだ出してもらっていないということで、今から意見の中でそういうふうなのができれば出してもらおうという方向で市長部局の方に伝えるということでございます。</p> <p>どのようにいたしましょうか。</p>
中野委員	<p>これ●●●●いつまで作るようになってる？</p>
議長	<p>●●●●いつまで契約ありますか？</p>
事務局	<p>この地番につきましては令和13年3月31日までであって転用の際は合意解約をして転用申請が出てくるという形になると思われ ます。</p>
議長	<p>●●●●との間は話がついちょるん？</p>
石田委員	<p>話がついておるといよりも来られて、一方的に言われたから・・・</p>
議長	<p>●●●●が印鑑を押したわけ？</p>
石田委員	<p>司法書士さんと太陽光さん両者かどうかわかりませんが、行かれて、もうしてくださいという形で来られたからわからない から押ししましたというのを後から私聞きました。</p>
議長	<p>ここの場合は●●●●はあくまで耕作者であって、他の水田はありますし、他の水田の所有者もありますんで、かなり微妙な所に 置かれている水田だというふうに私は解釈しております。もし周りがいいですよということになれば、除外を止めるわけにはいき ませんけれど周りがいいですよということになればと止めることはできない条件、微妙な条件の所にあるかというふうに思います。 あとはですね、この意見を添えて出して次、県に回りますんで県の方がいいですよって判断するかどうかということ、最終的 には県の意見に委ねる以外に農業委員会としてはないんじゃないかというふうに思います。あとはだから周りがダメだということ になればだめですよってということになるんじゃないかなというふうに思います。</p>

石田委員	すみません、私の方ですね、そのへんもすべて水利組合の組合長してますんで地権者、耕作者、皆さんのご意見を伺ったうえでどうするかという方向性をですね、決めていきたいなとその時間をいただきたいというのが。
議長	だからその件についてはですね、農林課の方にうちの方はそのような地元の意見がありますということは意見としてつけて、回答しないわけにはいきませんので回答はいたします。
石田委員	私が地元の一意見として何か書類を作って事務局出せばいいんですか？
議長	農林課の方に出してください。
石田委員	わかりました。ならそのように。
議長	事務局の井村さんが今までですね、除外の方の担当を農林課でしておられたことありますんで、このようなケースの時はどうになるんですかね。
事務局	まず、このようなケースは、まず地元との話とかつけてもらって申請を出していただく形になるんで、まず地元で話し合ってもらって了解を得て申請をあげてくださいっていう形にします。それを言います。
石田委員	それと地元の農業経営の主な集落としての農業経営がありますからね、その辺も条件に入れていただきたいなど。
議長	それは先程から言っておりますように、地元からそのような意見がありますということは意見として付して市長部局の方には返事をすると。許可相当であるとはいうふうなことにはならないというふうに思います。
中野委員	太陽光の業者がいいこと言ったんやないんか。
議長	あのこんなこと言ったらあれなんです、この●●っていう方は同級生なんです。同級生やからどうこうっていうことはないんで

	<p>すけど、まだこれ以外にも何筆か農地があります。今後その農地がどのようなになるか、一番いいのは農家の方が農地として取得してもらって農業経営をしていただけるのが私は一番いいなとは思ってます。特にそのような水田についてはそのように思いますね。意見もかなり出尽くしたようでございますので、ちょっと私の方から提案をさせていただきたいと思います。1番につきましては今ここで石田委員、山縣委員他の委員さんも含めていろんな意見出ました。この意見をですね、付して地元近隣、続いている農地の所有者、耕作者等の意見を聞いたうえで市としては許可をするかしないかを検討してくださいと。周りの意見が許可の方に流れるのであれば、農業委員会としてはそれ以上のことを言うことはできませんので、意見としてはそのような意見を付して市の方に上げる。2番目につきましては別段文句何もありませんので、ただあるとしたら勇み足で先に工事が終わってるということについては始末書が添付されてるということでございますので、問題ないんじゃないかなというふうに思います。皆さんどうでしょうか？よろしいでしょうか？</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは採決に移りたいと思います。1番につきましては地元より意見がでておりますので、関係者の承諾が得られれば許可されても致し方ないというふうな意見をつけて市長部局の方に送付をしたいと思います。2番につきましては別に問題ありませんのでよろしくお願ひしますというふうなことで市長部局の方に結果報告をするということによろしいですか？もしそれでよろしければ賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	挙手
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号につきましては協議結果を正確に付して市長部局の方に送付いたします。ありがとうございます。それでは議事順位がまた2に戻りますけれど、議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	<p>順番が前後して申し訳ありません。</p> <p>5件朗読。</p> <p>1件目。所在地、●●●●●●●●●●●●。転用面積 田342㎡。申請人 ●●●●●●●●●●さん。申請地は●●●●●●から北へ300mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。現在は店舗を借りて理容室を経営しており、自己所有する土地で経営するため理容室、駐車場9台分を設置するものです。この件につきまして、昭和60年頃より、農地法の許可を得ることなく一部駐車場として利用されております。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が土地所有者より提</p>

	<p>影響はないと思います。4番、●●●●●●●●●●を●●●●●へ向かい、以前より出ております●●●●●の太陽光発電の敷地内です。地目が田と畑として残っているため、事務局の説明の通りその地番を整理するための申請です。5番、場所は●●●●●●●●●●のちょうど裏手になります。先般除外申請が受理され、太陽光発電を設置するための確認です。以上ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いします。</p>
山縣推進委員	<p>1番、地元委員の山縣です。今安部委員さん言われたように別段問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いたします。</p>
山田推進委員	<p>2番、伊佐地区の山田です。2番につきましてはもう手前の●●●●●のところにも太陽光ありまして、別に支障はないと思いますのでご審議よろしくお願いたします。</p>
大石推進委員	<p>推進委員の大石です。3番目の番号のところですけれども只今安部委員の方からご説明ございましたので、私の方から特に追加するないうございませぬ。よろしくご審議お願いたします。</p>
大橋推進委員	<p>推進委員の大橋です。4番目の件なんですけれども安部委員の言われた通りなんら問題はないと思いますのでご審議よろしくお願いたします。</p>
永安推進委員	<p>5番目の委員の永安でございます。場所はですね、●●●●●の後ろ側になりまして県道から70mくらい入ったところで周りに栗畑とか梅の木を植えておりまして、特に太陽光ができて問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと私の方から一点ほど補足説明をしておきます。4番目の件でございますが、これ実は昔の市道の残りでございます。今あそこ大きな太陽光発電出来ておりますけれどもそれを造成するにあたって昔の市道飛び込んで、別に新しく大きな道路を作っておりますけれどこの昔の市道のそばに、市道を拡幅する時に農地を取り込んでおったところが残地として中に農地のまま残ったということで出てきた案件でございます。以上でございます。</p> <p>委員の皆さん何かご意見ございましたらお願いたします。</p> <p>よろしいですか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員</p>

委員	<p>の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>番号2番のみを常設審議委員会の方に付します。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは本日配布しております、令和4年8月31日告示、令和4年9月1日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で8筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計いたしまして、7587㎡。貸し手が4名、受け手が1名でございます。内訳は4ページ目でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。これすべて●●のようでございます。井町さんよろしいでしょうか？</p>
井町委員	<p>梨畑ですね？</p>
事務局	<p>梨畑です。</p>
議長	<p>次はどこに行くんですかね？</p>
事務局	<p>●●●●●さんというこの3月に新規就農された方で梨の栽培をされるということです。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら採決に移りたいと思いますがよろしいですか？</p>

委員	<p>(はいの声)</p> <p>それでは採決をいたします。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第5 報告第1号 農地法第4第1項第8号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。所在地は●●●●●●●●。申請地は●●●●●●から北東に1.9kmの位置にある第2種農地です。農業用事務所、倉庫を設置するための届出です。</p> <p>2件目。所在地は●●●●●●●●。申請地は●●●●●●から南東に1.6kmの位置にある第2種農地です。農業用倉庫を設置するための届出です。この件につきまして、届出前に農業用倉庫として利用されております。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
倉増委員	<p>1番についてですが、場所は●●●●のところから少し三差路になってますが、あれを1km半前いったところですが、周りは田んぼで両へりが道になってて周りに支障をきたすところはないと思います。2番ですが、すでに事務所が建って、さっき言われてましたようにすでに事務所が建っております。始末書も出ているということで、周りはほとんど家で支障をきたすという所はないと思いますのでご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
山田推進委員	<p>はい、伊佐地区の山田です。先月除外申請が出た件ですが、別に支障はないと思いますので審議の程よろしくお願ひしたいと思います。</p>

岩山推進委員	大田地区推進委員の岩山です。●●●●は同級生ですが黒ニンニクの生産に今燃えてることでございまして、ちょっと急ぎ足でしたが審議の程よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。ちょっと事務局の方より1番と2番の法人名をお願いいたします。両方とも法人なんですよ、これ。使用するのが。
事務局	1番の伊佐町の件ですが、ここは●●●●●●●●●●で申請者の●●●●はその構成員でございます。2番目の●●●●●。ここは●●●●●●●●●●です。●●●●はこの役員ですが、ちょっと確認するものがないため、●●●●●●●と●●●●●の貸借することを確約する確約書もいただいております。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。特にないようございまして終わりたいと思いますがよろしいですか。 (はいの声) それでは報告第1号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第6 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。 所在地は●●●●●●●●●●。議案第3号農振除外申請の番号2番と同じ箇所になります。申請地は●●●●●●から北西に2.5kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。この件につきまして届出前に携帯電話基地局を設置されております。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。以上報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いします。
倉増委員	これ先程と同じ場所でもうさっき言われたように施設はできております。周りもなにも問題なるようなものはありませんのでご審議の程よろしく申し上げます。

議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
鮎川推進委員	前の議案で説明した通り手続きは全部完了してもう既に基地局建ってからの申請ということで、関係手続は終わっておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。 特にないようございましたら終わりたいと思いますがよろしいですか？ (はいの声) それでは報告第2号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第7 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	3件朗読。 1件目、2件目はこれから自己管理されるため双方の合意により解約されたものです。番号1番が機構と耕作者、2番が機構と所有者の合意解約になります。 3件目は農地法3条所有権移転申請のため双方の合意により解約されたものです。以上報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。1件目2件目は同一案件でございます。3件目につきまして次の耕作者は決まるとるんですか？
事務局	今回、議案第1号農地法第3条の許可申請の3番目の方の申請のための合意解約になります。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さん何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしいですか？ (はいの声) 特にないようございますので報告第4号を終わらせていただきます。 それでは議事順位第8 報告第4号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。

事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。申請が1筆。平成12年頃に耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。</p> <p>2件目。申請が3筆。●●●●●につきましては20年以上前に倉庫を建築し、現在に至ります。●●●●●、●●●●●については20年以上前に耕作放棄後、現在は山林となっている状況でございます。</p> <p>3件目。申請が1筆。20年以上前に耕作放棄後、現在は通路となっている状況でございます。</p> <p>4件目。申請が22筆。●●●については20年以上前に耕作放棄後、雑草が繁茂し現在は原野となっている状況でございます。●●●については20年以上前に耕作放棄後、竹等が繁茂し現在は山林となっている状況でございます。●●●、●●●については20年以上前に耕作放棄後、雑草が繁茂し現在は原野となっている状況でございます。●●●については20年以上前に耕作放棄後、竹等が繁茂し現在は山林となっている状況でございます。●●●●●については昭和44年頃に倉庫が建てられ、現在に至ります。●●●●●外5筆につきましては昭和51年頃より市道の一部となっています。●●●●●外7筆については昭和30年頃に鶏舎が建てられ、取り壊し後は資材置場、農機具置場となっている状況でございます。●●●●●については50年以上前より、通路となっている状況でございます。●●●●●については50年以上前より、法面、通路となっている状況でございます。</p> <p>以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
倉増委員	<p>1番についてですが、先程の鉄塔があるところで先程の除外申請のあったところです。あの田に入る手前のところの道のすぐ左手の山です。現状写真のように山になっております。2番から4番は同じ地域です。写真のように山と●●●●●ですか、あそこは倉庫が建っています。鳥小屋のあるところですね、36ページ上からの車が停まっているところの横側のちょっとコンクリートの残ったところがありますけれどもあそこに鳥小屋が建っていたところです。他で問題ないところは34ページの通路ですね。現状そういう所ですので問題はないと思います。</p>
議長	<p>地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
山縣推進委員	<p>1番について、山縣ですが、今倉増委員言われたように別段問題はないと思いますので。これ県道が付いた時に遮断されたんじゃないかなど。残りが山林化してると思いますんで別段問題はないと思います。</p>

井町委員	<p>いしたらどうかと提案いたしました。代表者の方に相談してみるということで相談は終わりました。</p> <p>2番の井町です。2件目は●●●●●の方でございまして経営の補助整備が35年から40年前に終わっておりますが、昔はですね1時間に30mmぐらいの雨の降ったのを基準に作っておるようございまして、今は想定外で100mmとかそういうような雨も降っております。そういうこともありまして大雨が降ると田の水が宅地に入ると。どのようにしたらいいだろうかという相談でございました。この土地につきましては農業法人も田を作っておりますし個人とよく話されて水路をつけたらたらどうだろうかということをお話をいたしました。本人も補助金もあるということで納得して帰られました。ちょっと今日安富さん今日休みですが、安富さんも代表の法人の関係でございまして。多分お話を聞きたいと言うと思います。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。お疲れでございました。</p> <p>それでは議事はとりあえず終わりました。ちょっと私の方から皆さんにお繋ぎをしておきたいのが、こういうふうなホッチキス止めの資料と1枚だけの肥料の高騰に対する資料があると思います。このホッチキス止めの方の資料につきましては第74回常設審議委員会の中で県に対して要望、意見等を読んだことについて県のほうからの回答でございまして。実は県産米の増量販売キャンペーンについて1kg増量についてはだれが負担するのかということでこれは県が負担するんだというふうな形の回答をいただいたんですけども、この中で一番私たちに関係のあるのが2番の農地転用許可に係わる問題につきまして、これは3月の常設から私がずっとやってる問題なんです、県の方の、これはですね、ようは農地を転用した、例えば駐車場とか雑種地に転用した、そして地目も雑種地、駐車場は雑種地なんです、とうに地目が変わった。これをですね、変わって間もなく何個かに分筆をしてですね、ここに家を建てるか等々いうふうな問題が起こっているように思われるんですけど、これについてどのように対処すべきかということなんです、実は下の県の説明の中に転用が完了して地目が農地でなくなってしまうと、農地法の規制が及ばなくなります。ところであるが、ところであるが問題なんです。この問題については県だけではなく、農林水産省の方でも認知しており、農水省が発している農地法関係事務処理要綱について令和2年4月1日付で一部改正が行われ、許可権者である農業委員会に対して的確な対応を求めるような内容のものとなっております。これが別紙3の資料で2枚目の紙にそのことについて書かれております。農地法を許可権者である私たち農業委員会の中でですね、このようなことについてもやはりきちんと地域の中で確認をして行く必要があるのではないかとこのように思っております。皆さんの方で参考になればこれも一ついろんなところでうまく運用していただけたらというふうに私は考えております。それと肥料の高騰につきましては参考資料として皆様のためにお配りしております。申請方法等については8月18日より10月31日までというふうになっております。これについて農協、もしくは市の農林課の方にもいろいろ確認をしていただけたらと思います。知ってる人が少ないようであれば、皆さんの方からいろんなところこのよ</p>

事務局	<p>うな制度がありますよということについては声掛けをしていただけたら助かります。よろしくお願いいたします。その次につきましては事務局の方からお願いします。</p> <p>私からは3点ございまして、まずは1点目。今後の日程についてになります。本日配布しております令和4年9月の日程についてをご覧ください。総会は9月15日午後2時から美祢市民会館2階大会議室で行います。次に農業相談日は9月13日火曜日、時間は9時から。当番委員、美祢地区は石田委員、美東地区伊藤美和子委員、秋芳地区依委員となります。それと現地調査は9月7日水曜日9時から行いまして、当番委員は縄田委員、村上委員、集合場所は農業委員会事務局に8時50分集合でお願いいたします。次に2点目ですが、令和4年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会の開催についてになります。この度は日時が確定いたしましたのでご報告となります。日時は令和4年11月15日火曜日。時間は13時30分から15時30分の2時間となっております。</p>
議長	<p>皆さんの方から何かないですか。なければ終わりたいと思います。</p> <p>午後2時50分閉会。</p> <p style="text-align: center;">議事録は正確なることを認め署名する。</p> <p style="text-align: right;">令和4年8月17日</p> <p style="text-align: right;">議長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____</p>